

改正

令和6年8月30日告示第429号

令和7年3月31日告示第191号

盛岡市地域みらい農業人材支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 離農の抑止を図るため、認定農業者又は農業の多様な担い手が地域みらい農業人材支援事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第5項により定めた基本構想に基づき、法第12条第1項、法第13条第1項又は法第13条の2第1項により農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 農業の多様な担い手 前号に該当しない農業経営者をいう。
- (3) 農業用機械等 農業の用に供される機械又は施設のうち、農業以外に使用可能な汎用性の高いものを除いたものであって、盛岡市スマート農業導入促進事業補助金交付要綱（令和2年告示第398号）の交付の対象とならないものをいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第2第1号又は第2号に該当する者であって、この告示による補助金の交付を受ける年度の翌年度から4年間は、当該補助金の交付の申請時と同程度以上の経営規模で農業経営を継続することについて強い意欲を有しているもの
- (2) 市の区域内に住所を有する個人又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する法人（市の区域外に主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。）
- (3) 市の区域内の農地を10アール以上耕作している者
- (4) 補助金の交付の申請をする前年において、農産物の出荷又は販売実績がある者
- (5) 農業用機械等の購入又は修繕において、当該購入等に要する経費について国又は県等の支援事業を活用できる見込みがない者
- (6) 補助金の交付の申請をする前年における農業所得（所得税確定申告書等（所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項の申告書又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書をいう。）又は法人税確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の申告書をいう。）における農業に係る所得金額）が、次に掲げる区分に応じ、いずれかに

該当する者

ア 認定農業者の場合 200万円以下

イ 農業の多様な担い手の場合 50万円以下

(7) 盛岡市親元就農給付金支給要綱（令和2年告示第520号）の親元就農給付金の交付を受けていない者

(8) 盛岡市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱（令和4年告示第479号）の経営開始資金の交付を受けていない者

(9) 市税を滞納していない者

（補助金の交付の対象及び補助額）

第4 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

経費	補助額
農業用機械等の購入費（購入価格が10万円以上（複数購入する場合は、当該農業用機械等ごとにそれぞれ10万円以上）であって、残存耐用年数が7年以上（中古農業用機械等の場合は、2年以上）であるものに限る。）又は修繕費（10万円以上（複数修繕する場合は、当該農業用機械等ごとにそれぞれ10万円以上）の修繕費を対象とする。）	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、10万円（認定農業者にあつては、20万円）を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第5 規則第4条の規定による申請があつたときは、別に定めるところによりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

（活用状況報告等）

第6 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から4年間、毎年3月末までに農業用機械等の活用状況等について、地域みらい農業人材支援事業営農状況報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 当該補助金により購入又は修繕された農業用機械等の現況写真

(2) 農業経営面積が分かる書類

(3) 農産物の出荷又は販売の実績が分かる書類

（補助の実施期限）

第7 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰り上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、認定農業者及び当該補助金を活用し営農を継続している

者の人数とする。

(申請の取下期日)

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第9 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文 (令和6年告示第429号抄)

令和6年5月24日から適用する。

改正文 (令和7年告示第191号抄)

令和7年4月1日から施行する。

別表 (第9関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 見積書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写し 5 事業結果の分かる書類 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	事業完了後30日以内 又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書の受領後15日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払を受けようとする日の30日前

規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	財産の処分をしようとする日の30日前
-----------	-----------	----	--------------------